

復興木材安定供給等対策 （「森林整備加速化・林業再生基金」の延長）

【139,946百万円】

対策のポイント

復興に必要な木材を安定供給するために必要な搬出間伐の実施、路網や木材加工施設の整備等川上から川下に至る総合的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、東北地方では多くの住宅等が被災するとともに沿岸部を中心として木材加工施設等に壊滅的な被害をもたらしました。
- ・今後、本格的に被災した住宅等の復興が始まる中、被災地域だけでは賄いきれない復興に必要な木材を全国規模で安定供給するための対策等を講じる必要があります。
- ・現下の円高状況下でも輸入材に対抗できる体制を確立し、内需振興型産業である林業、木材産業の再生を図る必要があります。

政策目標

平成27年度（集中復興期間）までに復興に必要な木材を安定供給する体制を構築

<主な内容>

平成21年度第1次補正予算で各都道府県に造成した森林整備加速化・林業再生基金を延長して、地域の課題解決に向けた以下のような取組を支援します。

- ①地域協議会の運営、調査等
- ②復興木材確保に資する間伐の実施
- ③効率的な木材生産に必要な林内路網の整備
- ④森林境界の明確化
- ⑤被災地域の復興に必要な原木を増産するための林業機械の整備
- ⑥間伐材原木等の流通コスト支援
- ⑦木材加工流通施設の体制整備
- ⑧バイオマス関連施設の体制整備

補助率：定額、1／2
事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業体等

お問い合わせ先：

事業全体、①、④	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
②、③	林野庁整備課	(03-6744-2303 (直))
⑤	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
⑥、⑦	林野庁木材産業課	(03-6744-2294 (直))
⑧	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))